

(議長)

日程第4、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり9名の議員から通告がありました。

通告順に従って、順次、これを許可致します。

まず、飯田議員の発言を許可致します。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

おはようございます。（「おはようございます」の声）

えー私から、2項目につきまして、一般質問致します。

えーまず、はじめに、洋上風力発電関連企業・施設の誘致についてであります。

えー脱炭素社会への変革に向け、再生可能エネルギーの洋上風力発電、道南の日本海沿岸が有望海域として事業化に向け、調査・協議が進められております。えー檜山沖につきましても、有望区域から促進区域指定も近いのではないかというふうに思われます。

江差町も江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例を制定し、ゼロカーボンシティの実現を目指しております。

今後、次世代エネルギーの切り札として期待されます。将来の地域振興、活性化の契機と捉えて質問致します。

えー1点目は、まず、今後、江差港の優位性や高規格函館・江差自動車の完成を視野に入れながら、関連企業の誘致や特に北海道が計画をしております、洋上風力発電所の保守管理要員を養成する訓練施設の情報収集等を行い、誘致活動をすべきと考えますが、町長の答弁を求めます。

えー次、2点目ではありますが、あー地産エネルギーとして災害時等における非常用電源としての活用を計画し、提案すべきと考えますが、町長の答弁を求めます。

えー3点目であります。以上、檜山沖洋上風力事業については乙部町・厚沢部町等々の理解のもと、近隣町と協調体制で進めるべきであります。これについても町長の見解を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

飯田議員の1問目、洋上風力発電関連企業・施設の誘致についてのご質問にお答えを致します。

現在、檜山沖洋上風力に係る法定協議会は2回を終了しており、漁業への影響や地域共生策などについて、協議が進められております。

議員の質問趣旨と同じく、私も、この檜山沖洋上風力を契機に、江差町は食料や自然エネルギーを都市部に供給できる大きな魅力ある地域で、この魅力を生かして地域の活性化を図るべきだと、強く認識しております。

議員から質問がございました1点目、江差港につきましては、その優位性を活かし、基地港湾を補完する港湾として、発電機を維持管理するための現地法人と、誘致と新たな雇用産業の創出、地域企業の活用を図るべく関係機関と協議・検討して参りたいと考えております。

高規格、高規格道路、函館江差自動車道につきましては、ゼロカーボン道路として整備し、洋上風力資器材の運送のほか、檜山・渡島・函館が連結する物流基盤の強化確立が出来るよう、関係機関に要請を行って参りたいと考えております。

また、洋上風力発電所の保守管理要員の養成につきましては、作業員等の地域人材の育成確保を図るべく、檜山振興局などと連携し検討を重ねて参りたいと考えています。

2点目の地産エネルギーを災害時等における非常用電源としての活用を、というご質問でございますが、私も議員と同様に考えており、平常時は地域の再エネ電気の有効活用しつつ、非常時には、その地域内の再エネ電源や蓄電池をメインに、自律的に電源供給が可能となる地域マイクログリッドの構築を検討していきたいと考えています。

3点目、檜山沖洋上風力事業につきましては、乙部町、厚沢部町の理解の上、近隣町と協調体制で進めるべきというご質問でございますが、令和6年7月22日に開催された第2回目の法定協議会におきまして、北海道檜山沖における協議会運営規程が制定されました。

協議会の自治体構成員は、江差町、上ノ国町、せたな町、八雲町の各町長となっておりますが、その規程の中で構成員以外の関係町の協力等について定められ、厚沢部町、乙部町のほか、今金町、奥尻町は法定協議会への参加と地域振興に関して発言が求められた場合、発言出来るということとなっております。

えっ、この規程により檜山沖洋上風力について、協調体制で進められているというふうに認識しています。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えーそれでは、再質問致します。

1点目と2点目につきましては、正しく私が指摘した通りの、町長のそれより積極的な答弁でございますので、是非そういう方向で企業誘致、それから災害時のマイクログリッドを活用した地域電源としての活用を是非とも、あの実現して貰いたいと思っております。

えー3番目のですね、あの近隣町との連携でありますけれども、丁度先月、乙部町で、あの一江差ウインドパワーの北部の大規模陸上風力の計画で、えー現地説明会がありました。

私やっぱり乙部の議員さんや、町民の方、何人かとお話をしましたけれども、やはり健康被害や騒音、これに対しましてですね、まだ相当な懸念が持っている。その延長線上にありますのが、檜山沖洋上風力発電に対しても、陸上から300メートルくらいの近さで、景観の問題、町民に対する健康被害の心配が無いのかという、そういう懸念を抱く町民の方が非常に多い訳であります。

ま、我々江差の立場としてですね、あの水堀方面に何年か前にですね、江差、えーエナジー江差の、うー田んぼに、一体にあの一風車が設置されて、当時はですね、あそこに特別養護老人ホームがありましたし、学校もありました。それでですね、具体的な例えば、健康被害の届け出だとか、そういうのがありましたのか、改めてちょっとお伺いしたいと思います。

（議長）

副町長。

「副町長」

はい。えっと一私から、今再質問お答えします。

まずあの一、今現在、江差町内の境界内にある、やろうとしている事業者については、まあ1回目というか、地域説明、乙部さんの方の地域説明は終わったようですが、ま、そこがスタートということでございまして、これから何度か繰り返されると、あのそこはやはり、あの一いくら江差町内の立地であってもですね、乙部町さんの、それなりの地域の方々の理解得たいということで進めますので、そこは丁寧にやっていくということでご報告受けてます。

それから、えーまっ、後半の部分でございしますが、まあ、えー水堀のところで一番近い距離で、えー民家から300メートルの距離に有るというふうに、私も認識してございすんで、まあ現在ユーラスエナジーさんが運営してございますけども、事業者及び、まあ役場の方への、そういった相談・苦情含めて、今のところございません。

えー以上でございます。はい。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

それでは再々質問致します。

えーこの一乙部町の関係でございますけれども、やっぱり海を接している隣町ですから、何とかですね、あの一オブザーバー参加でなく、法定協議会に会員となって、一体的にやっぱり、この檜山沖の洋上風力発電事業を進めて貰いたいなと思っています。

私はやっぱり、そういう部分でいくと、現在は着床式を検討しているようでありますけれども、今後のやっぱり展開を考えた場合は、浮体式も視野にいった協議も必要ではなかろうかというふうに思っております。

私も、うー2～3カ月前、えーその説明会に出席しました。なんで着床式なんですか。浮体式駄目なんですかしたら、現在の日本の技術においては、浮体式は、まだ完成品ではなく、コストが非常に掛かるという答弁でございました。

ですけど、国の方の動きを一方見ますとですね、日本海領海前からの設置を、法律を改めてEEZ、排他的経済水域までをその洋上風力発電の設置を進めるというふうな方向であります。

まさにそれを視野に入れると、これからの洋上風力発電は浮体式が主体になると思うんですよ。そういう部分を含めて、是非ですね、法定協議会において、そちらの方向も、やっぱり議題に上げて協議すべき。そうしますと乙部が懸念するような、陸から、あー陸上から近くて、景観の問題やら健康被害の問題も相当緩和されます。

これはですね、やっぱりこれからエネルギー改革が始まって、その江差が、あー大きな役割を果たす上で、是非ですね、そういうようなことも浮体式も視野に入れながら、協議会を進めていくべきだというふうに考えますが、改めて答弁を願いたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー、飯田議員から再質問、あ、再々質問を頂いて、えー乙部町との関係というところでご質問頂いているところでございます。

まず、前提としてですね、この法定協議会、えー構成するメンバーでありますけれど

も、それぞれの町が、あーその、それぞれの町が参加するかどうかというのは、正にその町が決める事でして、乙部町はこの協議会からは、には入らないというご意志を、乙部町自身が発しているというところでございまして、江差町として、隣り町的意思をですね、というような立場に我々江差町として、どうして行くべきかということを、しっかり考えるべきというふうに思っております。

その上で、乙部町との関係でありますけども、まずはですね、我々の町は、今般、あー条例も制定をさせて頂きまして、洋上、陸上含めた風力発電、或いは太陽光発電に対してゾーニングをさせて頂いて、その上で、環境配慮事項、お一事業者には、こういう配慮をして欲しいということを、しっかりですね明文化した中で、えー、まちづくりに寄与するような、あーえー再生可能エネルギー等、地域の活性化、或いは環境との両立を目指して江差町のまちづくりを考えていく。これは議会の皆様にもお認め頂いたものというふうに思っています。

やはりですね、我々江差町としてどうしていくのか、江差町の海域の中で、どうしていくのかということを、しっかりですね議論しながらも、そういった中で、法定協議会の場合では、先程も最初の答弁で申し上げましたとおり、乙部町や厚沢部町、今金町、或いは奥尻町、こういった町は洋上風力を建設するエリアではありませんけれども、しっかり地域共生策、地域振興策と一緒に考えていくという枠組みの中で、オブザーバーという、ある意味では異例な形で参加して頂いているところでございます。

しっかりですね、各町連携しながら、この洋上風力を活かして地域の産業、或いはですね、都市部にしっかりですね、エネルギーを供給しながら、この地域の存在意義というのですね、認識して貰いながら、地域の活性化を図って参りたいなあというふうに思っておりますので、まあ、ごめんなさい。

えーっと、あと浮体式への事ですけれども、えーまだ着床式を前提に法定協議会で議論されているところでございまして、まだまだ先程、飯田議員からご質問ありましたけども、浮体式に関しましては、技術的に、えー確立していない。また法的な整備も、不十分なところが有るといふように伺っておりますから、将来的にはその浮体式ということも視野に入れながら、議論を進めて行かなきゃいけないなというふうに思っています。

その時にはしっかりですね、各町、お一連携しながら、同じ檜山沖というところですね、連携して乙部町とも協力しながらやっで行かなきゃいけないかなというふうに思っておりますので、まずは、今、議論している法定協議会で議論しているのは、着床式をどうするか、どのように、えー推進して行くかというところが、あー議論の、えー前提だということをご理解頂ければなと思いますので、よろしくお願い致します。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。どうぞ、お一宜しく申し上げます。

え一次に、えー２点目に入ります。

えー危険な空き家と遊休町有施設の解体についてであります。

えー町内に数多く点在する、危険な特定空き家につきましては、特に、私が一番目に着くのは、茂尻町や南浜町国道沿いに点在する一般の、お一民家の状況であります。大変危険でありますので、町が主体的に、えー指導しまして、これはやっぱり、解体すべきというふうに考えますが、町長の考えを伺います。

２点目であります、町有遊休施設であります旧生涯学習センター、また緑丘の教職員住宅、また、これにも書いておりませんけども、特にあの一目立つのが、日明小学校の空き校舎であります。大変危険な状態で剥離も剥がれておりますので、これも早急にやっぱり町としては、解体対応をすべきであるというふうに考えますが、町長の所見を伺いたいと思います。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」

飯田議員の２問目。危険空き家と遊休町有施設の解体についてのご質問に、お答えを致します。

茂尻町の危険空き家、旧今川医院の道路沿いにある住宅へのご質問と受け止めております。令和４年度に建物管理者が判明。特定空き認定に関する通知書を送付致しましたが、反応が無かったことから、江差町空き家等の適正管理に関する条例第６条に基づき、助言及び指導書を送付致しました。

そののち、建物所有者と連絡を取ることが出来、解体したい旨の意向を聞きましたが、その後、連絡をしましたが、本人からの連絡が途絶え、現在に至っているものでございます。

南浜町の危険空き家、国道沿いにある住宅へのご質問と受け止めております。

令和４年度、建物所有者と一度面談しましたが、個人の経済状況から解体費用の捻出が難しいとのことでございました。

そののち、ご兄弟とも面談しましたが、家族間の事由から建物解体するつもりはないと、回答されたところでございます。

町と致しましても、危険な空き家につきましては、解体すべきと認識しているところでございますが、空き家は個人の財産であり、相続関係の問題もあることから、当事者間による解体が基本であると考えております。

行政代執行につきましては、空き家の状況や所有者等の経済状況、国や道からの財政支

援など総合的な判断の基で実施すべきであり、例外的な対応等を考えていることから、今後も本人に空き家の解体について、働きかけを継続して参りたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

次に、旧生涯学習センターや緑丘旧教職員住宅等の、早期解体対応についてでございます。

特に、旧生涯学習センターにつきましては、これまでも議会の場におきまして、同様のご質問を頂いております。議員ご承知の通り、町では、役割を終えた数多くの施設を普通財産として維持管理しているところですが、ご指摘の施設につきましては、町の公共施設等総合管理計画と長寿命化計画において、用途廃止の上、除去を検討しております。

解体除去には相当の事業費が見込まれますので、緊急性、優先度を勘案しながら、今後の財政運営を踏まえ、跡地利用も含めた対応、継続的に検討させて頂きますと共に、現状におきましては、付近へ悪影響を与える、与えない様、定期的な点検と悪天候時における随時の巡視を行い、適切な維持管理を徹底して参りたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えーそれでは、あー再質問致します。

えーこの一、危険な空き家につきましては、町長ただ今答弁ありましたように、私、えー令和4年度において、一般質問をさせて頂いております。

その年に、総務産業常任委員会に取り上げまして、そして現地調査や先進地の視察をしながら、町の方にも提言書を提出しております。

ま、担当課の大変なご苦勞によりましてですね、当時、大変心配しておりました、愛宕町の物件でありますとか、津花町、通学路にありました本町の物件につきましては、えー所有者の理解を頂きまして、解体に漕ぎけた訳でありますけれども、今、質問しておりますように、茂尻町の物件、この大変危険な状態であります。

えー特にですね、まっこれ以外に、例えば町の物件につきましてもですね、只今答弁ありましたけれども、最低限、近所や通行人に迷惑を掛からないような管理をする。

私この3つについてはですね、適正な管理がなされないっていうふうに、現場を見て、本当に強風が吹いたら剥離が飛ぶような状況が有るんですよ。

だからこれは簡単に解体できるような、あの規模の物件でないのは、十分承知しておりますんで、それをやっぱり、きちんと、あの一管理体制をするなり、今申し上げました様に、解体に向けての年次計画をきちんと立てて、やっぱり町民に示す。

そういう必要性があるというふうに思いますんで、その点につきましての答弁を願いたいと思います。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

はい。えー今、飯田議員の方から、えー、まあ民間空き家、おー、に関連して町有施設のそういった類似する老朽施設についての対応と、維持管理の対応ということでのご質問でした。

この件につきまして、普通財産を所管する財政課としてご答弁申し上げます。

ご案内の通り、えー今回、ご指摘を頂いてます施設の他、町にはこういった役割を終えた、えー建物、数多くございます。

そういう建物の解体につきましては、えー町長答弁にもありました通り、長寿命化計画や公共管理適正化、公共管理、うー、総合管理計画などにおいて、計画として解体計画を持ってございますけれども、やはりあの一答弁でも申し上げましたとおり、非常に、えー金額、解体には金額が掛かるということでございます。

えーそう言った中でも毎年の予算要求においては、えー必ず議論ということですね、検討してきているところでございます。えーまあ、あの一そういった建物の解体になかなか手を掛けられないというところも、正直なところですけども、当課と致しましては、当面は、こういった建物につきましては、4つの観点を管理の指針に持ちながら対応していきたいと思います。

例えばそれは、保安上の危険、であるとか、衛生上の有害、それとか、えー景観の悪化、えー周辺環境への影響、こういった観点を抑えながら、例えば屋根が飛ばないように木材で押さえるだとか、定期的に枝の剪定を行うだとか、そういった周りに悪影響を及ぼさない様な事をですね、日常的な維持管理をして徹底して参りたいというふうに思ってます。

えーそう言う中でもですね、えー中々対応しきれない部分につきましては、色々と情報を頂ながら、えーそこにつきましては、えー直ちに、えー対処して行きたいと思っておりますので、ご理解頂きますよう宜しくお願い致します。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

再々質問致します。

えー特にあの、茂尻の件につきましてはですね、あの総務常任委員会、当時あの一意見

を言っております。

行政代執行ばかりでなく、略式代執行によりまして、所有者不明の場合は、町が解体をして、残った土地を強制的に売買できる。そういう制度なんですね。ま、道内自治体においても結構こういう略式代執行で、危険な空き家を処分している事例もあります。

そうしますと土地を売った資金で、その解体費用が捻出できる訳でありますから、財政的に町に負担が掛かる制度ではない訳でありますから、こういうような、あ一代執行含めまして、進めて行かなければ、一向にやっぱりこういう危険な状態は解決されないというふうに思います。

そうして、もう1つ違う観点から聞きますけれども、ま、茂尻町の危険な空き家については、担当課の皆さん、当然、現地をご覧になって、危険な状態は確認されていると思います。

両方向にはですね、町道が通ってまして、町道が要するに町としては、安全管理をする義務がある訳ですよ。そこ、あそこはですね、結構通学路、通勤路で人が通る道路なんですよ。危険と分かって所有者不明の物件が、その道路の側に建っている。もし、風で通行人に危害を及ぼすと、これは当然、町の町道管理者として責任を負わざる得ない場合が私は有ると思うんですが、私も色々調べましたが、中々あの解答が見つかりませんでしたので、町の方で答弁を願いたいと思います。

(総務課長)

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えーただ今の、茂尻町の空き家に関するご質問にお答えさせていただきます。

えー議員からご指摘頂いておりますように、現状とすると、屋根に穴が空いている、壁も朽ちているというような状況を私共も認識してございます。

えー先程、答弁させて頂きましたように、所有者ではなく管理される方と、私共、一度接点を持たせて頂くことが出来ました。

その方との会話の中では、自分がこの家を解体しなければいけないんだという発言を得ております。その後、ちょっと連絡が途絶えているという状況にはございますが、管理されているご本人自身が、自分で、えー対処しなきゃならないという頂いている物件だということで、引き続き本人との接触にまず努めていかなければいけないかな、それがまず第一かなというふうに思っております。

あと、町が何らかの形で、ま、先程、略式の手続き等のご答弁もございましたけども、最終的に、えー何らかの財源措置を得るということになるとしますと、私共としましても、そ

こ茂尻だけではなく、江差町全体に所在する空き家、数百件ございます。これらの実態というものをきちんと把握する必要があるかなと。そういった空き家に対する対策を計画としてまとめることで、一定程度、国からの財源措置を得るという制度もございますので、そういったことも踏まえながら、対応していく必要もあるかなと考えております。

以上です。

(議長)

以上で、飯田議員の一般質問を終わります。

「飯田議員」

議長、答弁漏れ。

(議長)

はい。

「飯田議員」

通行人に危害が及んだ場合の、町の町道管理者の責任はどうなりますかという問題に答弁はありません。

「飯田議員」

議長。議事進行。

(議長)

はい。

「飯田議員」

いや、この一質問はですね、ちょっと法律的な、あの側面もありますんで、答弁保留という形で、会期末までに書面でも結構ですんで、あの答弁願えればと思います。

以上で終わります。

(議長)

よろしいですか。

「飯田議員」

はい。

(議長)

はい。

以上で、飯田議員の一般質問を終わります。